



IBSFトラック規則 (2018年版)



IBSFトラック規則

目次

目的	(70)
環境保護		
技術委員会		
設計準備		
設計全般		
トラックの位置		
トラック全長		
トラック特性		
スターティングエリア		
リ्यूージュスタート		
カーブ		
カーブのガードレール		
遠心力		
直線区間		
制動区間		
照明		
遮光設備		
給水装置		
キャットウォーク		
付帯設備-補助施設-		
スタートハウス及びゴールハウス		
費用区分		
例外規定		
コース公認		
仮設設備		
別添1		

1. 目的

IBSFトラック規則は、IBSFの行事（競技または練習）を開催するボブスレー及び/またはスケルトンのすべてのトラックに適用される。このルールは常に順守され、新設及び既存のトラックに適用されなければならない。

トラックは、いかなる制約もなしにボブスレー及びスケルトンのレースの実施に適した方法で建設され、維持されなければならない。

トラックの設計、施工、運営に関しては、環境及び環境保護に最大限の注意を払うものとする。トラック建設者の履行義務として、トラック建設費用を抑え、また、常に設備を十分に使用できるように設計しなければならない。

2. 環境保護

「IBSF環境ガイドライン」は、当規則に不可欠な部分であり、ボブスレーとスケルトンの持続可能性を維持するものである。ガイドラインは、トラックの準備段階、設計、施工及び運営において考慮されなければならない。

3. IBSFトラック委員会

IBSFトラック委員会は、各トラックの設計準備段階、設計自体、施工及び試運転を監督する。

IBSFトラック委員会は、無償でトラック建設者及び管理者の相談に応じる。

IBSFトラック委員会は、関連のあるFIL技術委員会と適切なときにいつでもどこでも密接に協力する。

4. 設計準備

立地選定に先立って、IBSFトラック委員会は、現地立会をし、助言を行うために招聘されるものとする。

委員会は、選定地に対して文章で提案しなければならず、計画の採用について意見を述べなければならない。

5. 設計全般

設計段階において、IBSFトラック委員会は、定期的を開催される。

立地選択及び設計計画は委員会によって承認されたものでなければならない。

立地及び設計計画の変更についても同様である。

6. トラックの位置

可能な限り、トラックは、北向きの斜面で交通の便がよいところとする。

可能な限りトラック本体は、地形に適合したものでなくてはならない。

オリンピック後の理想的な使用のためには、市内中心部に近いか人口の集中する地域にトラックを設定することが大変重要である。

7. トラック全長

新しいボブスレー・リュージュ・スケルトン兼用人工凍結トラックの長さは1200～1650mとし、そのうち1200mは下り部分とする。最後の100～150mは、スピードに応じて、カーブしている上りとしてもよいが、勾配は12%を超えてはいけない。

フィニッシュ速度は80km/h以上でなくてはいけない。フィニッシュの計時後の制動区間は、直線で、いかなるカーブもあってはならない。

8. トラック特性

トラックには滑走技術上の様々な要素がなければならず、高度な滑走技術が求められる区間は、トラックの最初の3分の2までとする。

設計段階において、時速80～100kmのスピードに達するのが最初の250m地点であるよう予測されているべきである。

カーブ、カーブと適当な長さの直線区間のコンビネーションがトラックに盛り込まれていなければならない。

9. スターティングエリア：ボブスレー及びスケルトン

9.1 助走区間

助走区間とは、スタートブロック（木の板）と最初のフォトセルの区間である。

この直線区間は長さが15m、勾配が2%なくてはならない。

この直線区間の最後部は、動いたり変化したりしない地上に固定されたブロック（木の板）でなくてはならない。

9.2 スタートブロック（木の板）

スタートブロックは、最低でも長さが150cm、幅20cm、高さが氷の表面から5cmなくてはならない。

9.3 スターティングエリア

最初のフォトセル（スタートライン）後、ボブスレーの速度が時速35kmに達するまで、トラックは直線となっていなければならない。

トラックは十分に幅があり、チームの邪魔にならないようにしなくてはならない。

60mの直線区間の勾配は12%でなくてはいけない。

最初のフォトセル区間（スタートのフォトセルと1つめの中間フォトセルの間）は50mとする。（スタートタイム）

9.4 準備エリア

スタートブロック（木の板）の後方は、スタートするチームの妨害となることなく2台のボブスレーが置いておけるスペースがある凍結した準備エリアとなっていなければならない。

9.5 スタートにおける時間制限

60秒以内（ボブスレー）あるいは30秒以内（スケルトン）にスタートが行われなかった場合、スタート信号は赤に変わらなければならない。信号が赤に変わる際、聴覚信号は作動しなければならない。

10. カーブ

カーブには、そりが同一線上の滑走を強いられることのないよう軌道の選択ができる構造でなくてはならない。

カーブの中央部では軌道は上半分を通るようにする。カーブの出入口はスムーズな出入りが可能で、操縦ミスがなければ転倒することのない適当な丸みをつける。

11. カーブのガードレール

カーブのガードレール（バンパー）はそりをコース内に戻すような形状としなければならない。

ガードレールは、十分に長くて広いものでなければならず、そりの衝撃によって突きつけないような丈夫な材料または構造でなければならない。

12. 遠心力

遠心力は、5Gを2秒間連続して超えてはならない。

13. 直線区間

氷を張った状態で、幅は最大140cmとする。直線区間の側壁の外側部分は、上部構造物を含めても高さ80～100cmを超えてはいけない。

氷を張った状態で、側壁の内側部分の高さは少なくとも50cmなくてはならない。

直線区間の側壁は、トラックの底辺と直角でなくてはならない。

側壁とトラックの底辺のつなぎめは、氷を張った状態では半径10cmの丸みをつける。

カーブと直線区間の移行部では、十分な長さを持って側壁を移行させていかなければならない。

14. 制動区間

制動区間は、ボブスレー、スケルトン、リュージュがブレーキを使わなくても止まることができるようになっていなければいけない。この区間の勾配は、20%を超えてはいけない。

氷を張った区間が終わっても、そりが支障なく滑り続けられるようになっていなければならない。必要によっては、時速30km以下のスピードにおいて、選手のけがとそりの損傷を抑えるために、特別の緩衝装置を設置してもよい。

スケルトンのために、十分なフォームラバー（海綿状ゴム）マットが準備されなければならない。できれば、防水のものが好ましい。（約100×150cm、厚さ最大6cm）

15. 照明

練習及び競技のために照明が必要な場合には、次の条件を満たさなくてはならない。

- a) 一様な明るさで影がなく、まぶしくない照明であること。
- b) 照明設備は、2つの独立した回路を使用していなければならない。そのうちの一つは、主要電源回路から独立していなければならない。
- c) 一つの回路が切れても、計画照度の50%は確保されていなければならない。

16. 遮光及び悪天候保護設備

日光及び悪天候の影響を受ける区間は、適当な設備により保護されなくてはならない。

カーブ区間においては、カーブのガードレールと共用となる固定式の屋根によって保護してもよい。

直線区間においては、片側が開く、除去可能なタイプの覆いを採用しなくてはならない。直線区間においては、固定式の覆いとなる屋根の設置は禁じられている。いかなる常設の設備あるいはその部材も、トラック内壁から50cm離れていなければならない。

覆いは、テレビ撮影あるいは観客の視界に著しく妨げないものとし、できる限り除去可能なタイプとする。

地域特有の気象条件も考慮されるものとする。

17. 給水装置

給水装置は、トラック沿いに設けられ、凍結防止がされており、保護された給水栓が十分に設置されていなければならない。

トラックから給水栓の操作ができなければならない。

18. キャットウォーク

トラックに沿ってジュリー及び技術代表、トレーナーが立つことができるキャットウォークを設けなくてはならない。観客のキャットウォーク使用は認めない。

キャットウォークの設置位置はトラック委員会が計画承認の際に決定する。

19. 付帯設備 - 補助施設 -

ウォーミングアップエリア、ボブスレー置場、スタートハウス、計量棟は十分な広さを持ったものとする。

特にウォーミングアップエリアは屋外に十分な広さをとること。

医務室、ドーピングコントロール検査室、プレスセンターは設けられなくてはならない。この補助施設は仮設でもよい。

建設は、設計者とトラック委員会あるいはIBSF関係者が共同して決定する。

20. スタートハウス及びフィニッシュハウス

ボブスレー及びスケルトンのスタートゾーン近くに一棟の建物を建造しなければならない。

フィニッシュには、全選手用として建物一棟でよい。

21. 費用区分

ボブスレー・スケルトン兼用トラック建設の予算及び費用は以下のとおり明示するものとする。

- a) この規則及びIBSFの指示に応じたことによるトラック及び付帯設備の費用
- b) その他の費用；例えばより長いトラック、設備の改善、アクセス道路、開発 等。

区分の詳細については、トラック建設者とIBSFトラック委員会あるいは公認されたIBSF関係者の間で決定する。

22. 例外規定

場合によって、これらの規則に例外規定がありうる。IBSF理事会あるいはその権限を有する代理人は、これらの例外を書面で認可するものとする。

なお、これらの決定は、安全性に影響があったり、スポーツとしての価値を大幅に減じる決定であってはならず、テレビ撮影の邪魔となってもいけない。

23. コース公認

IBSFの大会を主催するために、トラックはIBSFによってコース公認されなければならない。

IBSFは予算見積、建設・改修の施工の責任を負わない。（これら責任は、トラックの設計/施工者及び建設会社にある。）

24. 仮設設備

IBSFは、トラック沿いに仮設の設備を使用することがある。

a) 仮設のマーケティング設備

IBSFは、ソフト設備とハード設備の2種類の設備に区別する。

ソフト設備は、その固定具に所定の限界点がある設備である。ハード設備は、その他の設備である。

ソフト設備は、トラック内壁から10cm以内に設置してはいけない。（別添1参照）

ハード設備は、緩衝材で保護されていない限り、トラック内壁から30cm以内に設置してはいけない。緩衝材の厚さは、最小で6cmとする。

一般的に、設備が緩衝材で保護されている場合、設置場所をトラックの内壁から10cm以内にする事ができる。疑義が生じた場合は、IBSFが最終決定を下す。

b) IBSFのカメラ設備

通常のカメラとマイクロフォンは、規則に従わなければならない、トラックの内壁から50cm以下の設置は認められない。



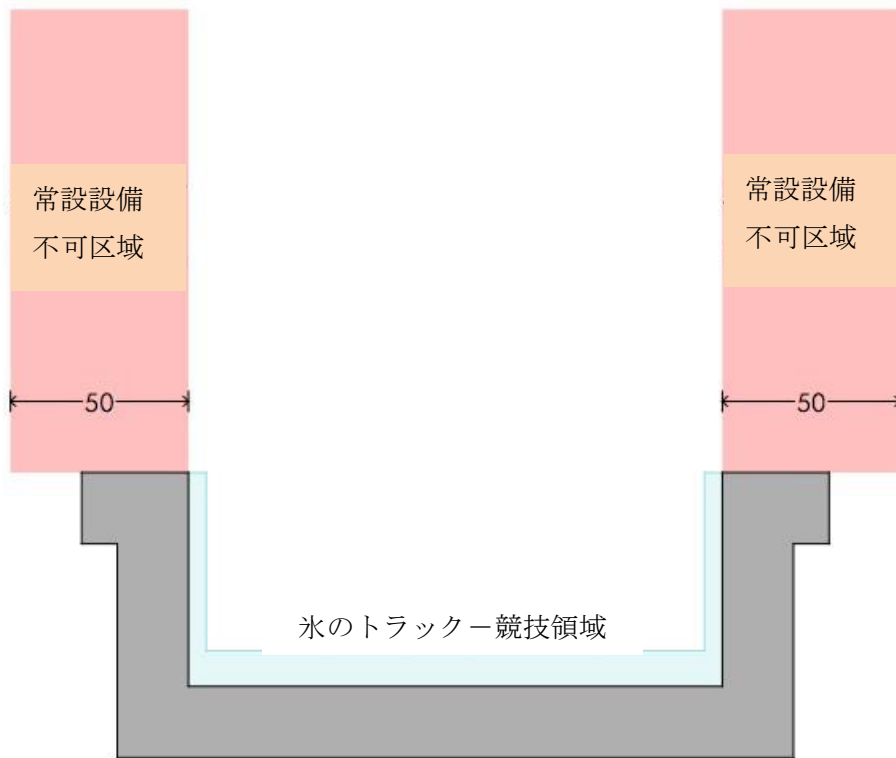
ミニカメラ及び同規模サイズの付属マイクは、氷または屋根に近接して固定しなければならない。可動式の多関節アームを備えたカメラ設備は、常に操縦方向に取り付けなければならない。

ポップアップカメラ設備は、トラック委員会またはワールドカップコーディネーターである各ジュリープレジデントの決定事項である。

さらなる詳細は、別添 1 を参照すること。

別添1

IBSF 国際競技規則



IBSF マーケティング及びTV設備

